

## 鴫波地区が「かわまちづくり」支援制度に初認定 ～「にぎわいのある水辺空間」の創出を支援～

国土交通省では、平成21年度に創設した「かわまちづくり」支援制度について、全国で67件の認定を行いました。

本制度は、「地域と連携した川づくりに係る事業※」のひとつとして創設され、地域の創意工夫等を尊重し、地域との連携を強化しつつ水辺空間とまち空間の融合を図り、良好な空間形成を目指すことを目的として、市町村等が作成した計画をハード・ソフト両面から支援するものであり、今回が初めての認定となります。

東北地方整備局管内では8件が認定され、宮城県内では鴫波地区が認定されました。（別添資料参照）

今後は、認定した計画に基づき、市町村や地域住民・市民団体等と河川管理者が連携しながら、にぎわいのある水辺空間を創出し、観光振興、地域活性化を支援していきます。

※「地域と連携した川づくりに係る事業」とは、地域の個性やニーズに対応した治水事業の一層の展開を図るため、「水辺の楽校プロジェクト」、「河川防災ステーション」など、地域との連携によりハードとソフトを一体的に整備する事業であって、その実現に向けて市区町村の役割が大きい事業について登録・認定等を行い、積極的に推進することとしています。

なお、本件については、国土交通本省においても記者発表しています。

<発表記者会： 石巻記者クラブ・古川記者クラブ>

### 【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局

北上川下流河川国道事務所 0225-95-0194

副所長（河川） 庄司 正彦 （内線204）

工務第一課長 成田 秋義 （内線311）

登米市 0220-34-2446 （都市計画課直通）

建設部長 齋藤 輝雄

都市計画課長 及川 甚悦

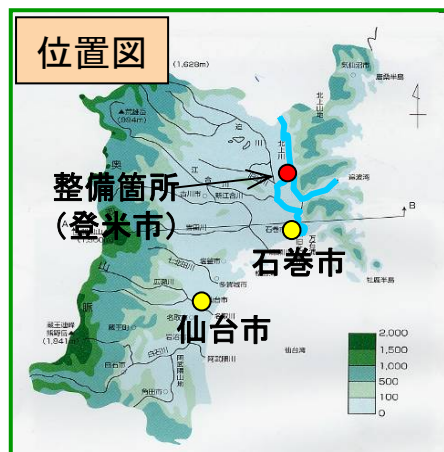
# ときなみ 犂波地区かわまちづくり（北上川歴史公園整備） ～川の歴史を体験できるかわまちづくり～

- 市町村名： 宮城県登米市
- 対象河川： 北上川水系北上川・旧北上川
- 概要

北上川と旧北上川が分流する地区は、登米市と石巻市をつなぐ拠点であるとともに、近年完成した三陸道のICや国道45号に近く、交通の要衝ともなっています。加えて、舟運や古くからの河川改修の歴史、土木遺産となっている分流施設（洗堰）等が存在していることから、河川の歴史を学ぶことのできる交流拠点の整備が望まれ、地域で基本計画をとりまとめています。

このため、登米市が実施する公園事業等と一体的となり、北上川の歴史を学び、体験できる水辺の整備を平成19年度から着手し、平成22年3月の北上川歴史公園開園を目標に整備を進めています。

- 整備内容
  - ・広場の基盤整備
  - ・散策路
  - ・船着場 等



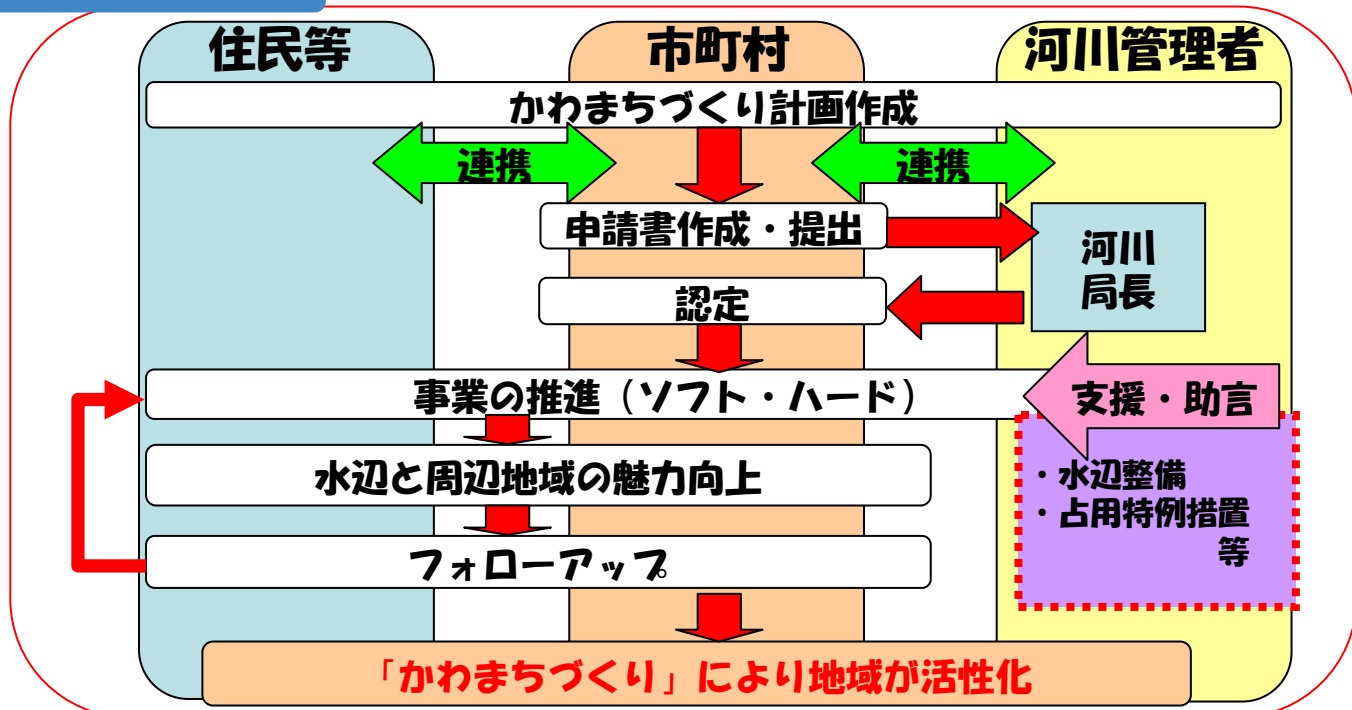
# にぎわいのある河畔空間の創出

～「かわまちづくり」支援制度の創設～

参考

河川が有している景観・歴史・文化等の活性化に繋がる「資源」や地域の「知恵」を活かし、市町村や住民等との連携によって立案された水辺の整備・利活用計画に基づき、**まちと水辺が融合した良好な空間形成を推進**します。

## 支援制度の流れ



※かわまちづくり計画は、水辺とまちづくりに関する基本的な方針、周辺市街地等と一体的な利活用・整備等の計画を定めたものです。認定に際しては、以下の点に着目して行います。

- ① 地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ② 利活用方策が地域において明確となっているもの
- ③ 施設の維持管理に地域の協力が得られるもの

○ソフト面は、民間事業者が行う河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用(河川敷地占用許可準則の特例措置)を拡充する等により、地域づくりを積極的に支援します。

○ハード面は、まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援します。

イベント・オープンカフェ利用(道頓堀川)



公園や商業施設と一体となった水辺(紫川)



# 「かわまちづくり」(ソフト面の支援)

～支援例 河川敷地占用許可準則の特例措置～

## 課題と背景

- 現在、まちづくりと一体となったにぎわいのある水辺空間整備について、積極的な取組を実施しているが、十分な状況ではない。
- このため、地域活性化等の観点から**イベント施設やオープンカフェの設置**等、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より河川占用許可準則の特例措置として、**社会実験を実施**。
- 今後、**民間事業者による河川敷地での営利活動**を推進するため一層の規制緩和が必要。

## 施策の内容

### 水の都大阪再生構想 (大阪市)



### 水の都ひろしま構想 (広島市)

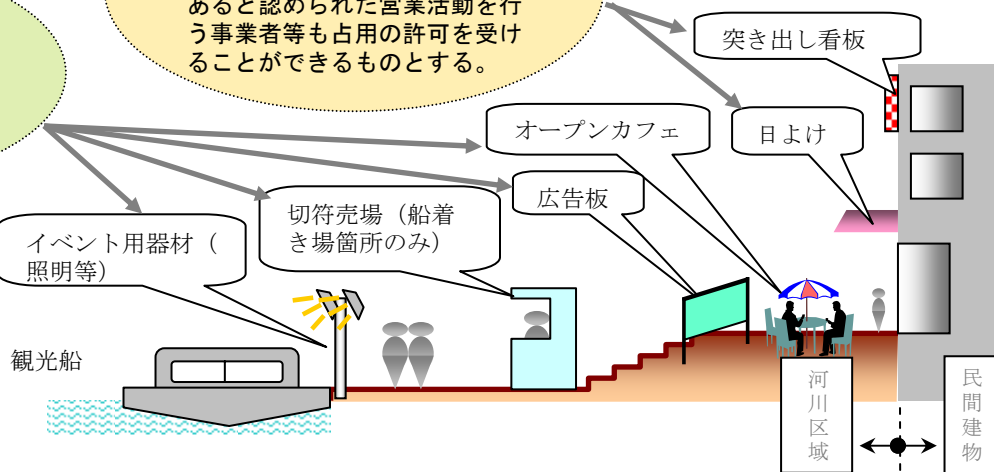


## 河川空間利用のイメージ

広場、イベント施設に一体となす施設として設置された飲食店、売店、オープンカフェ、照明・音響施設等については、使用契約等を締結した民間事業による利用が可能

河川管理者・地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた営業活動を行う事業者等も占用の許可を受けることができるものとする。

占用主体は公的機関



- 現在、道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島市)、堀川(名古屋市)の3箇所社会実験を実施中である。
- H20年3月に利根川(香取市)、H20年8月に堂島川等(大阪市)、H20年11月に那珂川等(福岡市)を指定。
- 現在、社会実験として行っている民間事業者による河川敷地のイベント広場やオープンカフェ等の利用を積極的に検討する。

# 「かわまちづくり」(ハード面の支援)

～水辺整備の支援の枠組み～

## 課題と背景

○これまでの枠組みを超えた、地域の自由な発想から生み出される河川(水辺)を核としたまちづくり(「かわまちづくり」)により、生き活きとした水辺空間を創出することが必要。

## 施策の内容

### ◇親水空間と一体となった都市空間の創出

- ・周辺地域のまちづくりと一体となってにぎわいのある河川空間を創出。
- ・整備にあたっては、地域の多様なニーズに応えるため、まちづくりの主体である市町村の都市再生整備計画や地域再生計画などのまちづくりと連携した自由な提案・発意を汲みながら、支援を実施。

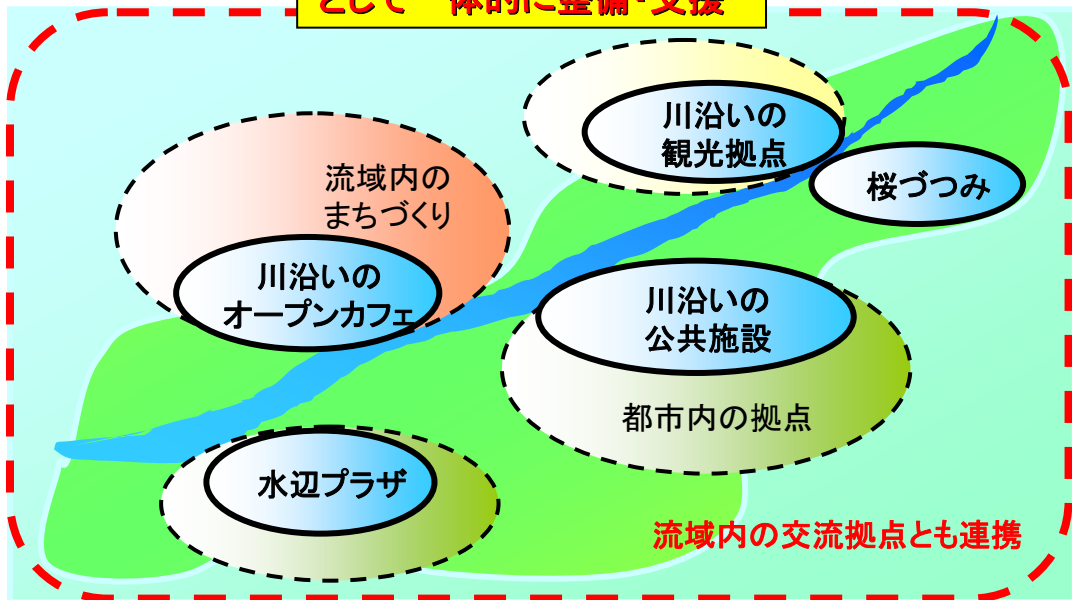
オープンカフェ



観光拠点



「かわまちづくり」支援制度として一体的に整備・支援



水辺と一体となった都市空間



川&水辺の拠点でつなぐ流域づくりイメージ

桜つつみ

